京都帝國大學經濟學會

經濟論叢

第十四卷　第二號

大正十一年二月一日發行

論叢

最低生活費免稅論・・・・・・・・・・法學博士　小川鄉太郎

植民政策是非・・・・・・・・・・文學博士　原勝郎

小作制と小作法・・・・・・・・・・法學博士　河田嗣郎

經濟道と經濟術・・・・・・・・・・法學士　作田莊一

海運に於ける競爭と獨占・・・・・・・・法學士　小島昌太郎

時論

我邦消費稅の體系を論ず・・・・・・・・法學博士　神戸正雄

說苑

リッケルトの價値體系・・・・・・・・文學博士　米田庄太郎

舊尾張藩に於ける地割制度・・・・・・・農學士　奧田彧

雜錄

「戰前戰後に於ける國富統計」を讀みて・・・・・・法學士　汐見三郎

採長補短（三・完）

原勝郎

――植民政策是非――

その昔イベリア半島では、後くればせの十字軍が濟んだか、濟まぬかの頃、新陸地の發見といふことが始まつた。これからが愈々內面的充實といふ幕の明く時に際して、大小のコンキスタドレス等が海外に於て濡れ手で攫んだ金銀は、夥しく國內に流れ込んだ。常習的戰爭生活が產んだ粗暴の氣風と、掠奪と誅求とによりて致した俄分限とが、西葡兩國をいづれも釣り合ひの取れぬ國柄にしてしまつた。時代不相應に猛烈な貧富の懸隔が襲來した。文明の進步は茲に停滯した。されば植民地は西葡兩國を强大にした所以であると同時に、又之を衰へしむる原因となつた。

我國の植民地は、コンキスタドレスの冒險によりて拓き得たものでもない。從ひて植民地の我國に及ぼした影響も、全く西葡兩國に於けると同軌に出でゝは居らぬ。然しながら其本國の國民的生活に劇變を及ぼした點に於ては、此れ彼れに類するものが少からずある。維新以來明治も三十年を閱して、これから漸く堅實な守成事業にとりかゝらうといふ頃、我國は所謂植民地なるも

のを得始めた。奇利を僥倖する連中は、官民の別なく植民地に赴いた。而して其中には短日月の間に相當の資産を作り上げた者もあつた。彼等は勿論植民地に於てコンキスタドレスのやうな掠奪を行つたのではなからう。其代りに彼等が植民地から齎らし歸つて鄕黨故舊に誇示したのは植民地の金銀ではなくして、植民地に於てドサクサ紛れに浪費された內地の富であつた。內地でなら相當の振り合ひもあり、人目もあつて勝手に出來ぬやうな方法により、植民地に於てボロイ儲け方をしたのである。彼等の利得の中には、血の出るやうな稅金も、勿論少からぬ部分を占めて居たのだ。而して彼等が容易に人民の膏血によりて富を致し得たのは、必しも彼等の材能の拔群である爲ではない。不馴れの氣候風土と戰つたとは云ふものゝ、至らざる所なき手段をめぐらし、不整頓なる植民地の秩序を利用したに過ぎぬ。而して此の如き俄分限が內地に歸へりて其富を誇示せる其方法に至りては、これ亦頗る露骨な麁末なものであつた。然らば內地に於て彼等俄分限から成功を見せびらかされた彼等の周圍の者は、抑も如何なる眼を以て此眩耀を觀たか。此等の人々は彼等の生立ちと材能とを熟知し、而して目前に彼等の博せる成功を見るに及びて大に驚き且つ羨んだ。其中で射利心に於ては彼等に劣らず而かも彼等程の冒險心をも持たなかつた輩は、植民地に赴く勞をば省いて利益だけをば法外に多く得むことを希ふに至つた。射利の念は人類ありてより以來のものであるけれど、濡手で粟の慾が我國民の間に俄に盛になつたのは、正に

植民地を得てから後のことである。今日我國工業界の通弊と稱せらるゝ所謂麁製濫造も畢竟するに此濡れ手粟の原則を遵奉する者が多いからで、此等の輩はボロクなければ利益と云へないと考へて居る。

以上は植民地の寄生蟲についてのみ云つたものであるが、領有年を經るに從ひては、今少し眞面目なものも植民地に目をつけるやうになり、植民地の特殊産物を以て新産業を起こす者も現はれ、拋棄されて居つた富源の開發を企つる者も輩出した、此等の人々は前述の連中に比ふれば雲泥の差があり、相當な資本を投じて起業したので、決して濡手で粟といふ譯ではない。けれども惜むべきことには、矢張り儲けはボロからざるべからずと確信し、格別大した危險もない場合にも、彌が上に政府の保護にすがり、恰も重い危險率を見積もるかの如き利益を得むとした。一方に於て政府も或は國産奬勵とか或は自給自足とか、乃至は過剩人口の處置とかいふ理由に基いて、彼等に一方ならぬ奬勵を與へた。此の如くして半私半官、又は形式は全く私立であるにしても營業によりてゞはなく保護によつて利益する會社が、此處彼處に出來た。若し此等の會社の株の相場が其標榜する目的の達成の程度を示すものならば、在鮮内地人の數今の如くに寡少でもなかつたらうし、臺灣は世界有數の砂糖の産地となりおふせたであらう。然るに事實全く之に反するのは、要するに其等會社が目的に向つてあまり多く進んで居らず、其利益配當も其株の相場も、決

して事業の成行を標榜するのではないからだ。朝鮮の東亞拓植會社、臺灣の製糖會社などは蓋し此類ではあるまいか。

曾て普魯西は其領内波蘭地方に獨逸人を移植する爲めに、アンジイデルングス・コムミッシオン卽ち移民局を設け、波蘭人の所有地を買ひ取りて、之に西方の獨逸人を移住せしめ、斯くして同地方の波蘭人を壓倒すると同時に、年々尠からず米國に出かける移出民の數を減じやうとした。東亞拓植會社も此波蘭移民局も、其根幹をなす所の民族を、血族の異る民族が既に蟠居して居る地方に移植するといふ點に於て相類似して居る。いづれも拓植をやらうとすると共に、政治的な目的をも持つたものである。そこで東亞拓植會社をば、我政府は之を單純なる營利的企業と認めずして、手厚き保護を加へることにした。

波蘭移民局と此東亞拓植會社との間に、若干類似の點がある所からして、後者を以て直ちに前者の模倣とするならば、或は必しも中らぬかも知れぬ。然しながら「東拓」の設立の際には、態々普魯西に視察に遣られた者もある。両者全く風馬牛と云ふでもなからう。而して彼の移民局も遂に其設立の目的を達することが出來ずにしまつたが、此「東拓」にも捗々しき成功はない。營利的でない移民局の事業すら成功せぬのに、營利會社によりて移民局類似の目的を達しやうとしたのが、抑も無理な注文と評すべきである、或は「東拓」株のかなりな相場を保ちつゝあるのを證據にして、

其事業成功の標徴とせむとするかも知れぬが、相場の保たれて居るのは種々な原因が有り得る。營利會社としては或は成功しつゝあるかも知れぬが、設立當時の趣意をば貫徹し兼ねて居るのは、同社が拓植をば第二に廻はして、金融機關と化せむとしつゝあるのでも知れたことだ。金融事業のみならば朝鮮銀行の手で出來ぬこともなからうし、又假りに內地の勸業銀行や農工銀行のやうなものを朝鮮に特設する必要ありと云ふにしても、それには「東拓」では帶には短く襷には長くして、極めて不便なものであらう。現に昨年來朝鮮全般に亘りて紛紜を極めた肥料問題でも分かることで、若し「東拓」が一個の金融機關たるに過ぎぬものならば、此問題の解決は易々たるものでなければならぬ。「東拓」が此問題の爲めにデレムマに陷つたと云ふのは、設立の本旨金融に存せず、拓植を第一にする半官半私の會社であるからだ。「東拓」の設立によつて若干の人々は其富を積むことを得たが、農業移民の方はあまり振はない。今に於て考へる所がなければ、其眞の成功は覺束なからう。

臺灣に設けられた製糖會社は、其形式の所謂半官半私でない點に於て、「滿鐵」や「東拓」と同一視すべきものではなく、一見すれば純粹な私營會社の如くであるけれど、其營業たる偏へに政府の關稅政策によりて左右せられたるといふ點に於て、半官事業と大に類似して居る所がある、抑も政府が臺灣の製糖業を奬勵したのは、砂糖の自給自足を致すといふ希望から來たものと見るべ

きであるが、其臺灣は本來大規模の糖業に適當した所ではない。天然から云つても臺灣は好適なる砂糖製産地でない。天然に臺灣が持つて居る中で砂糖に都合のよい條件は其温度のみだ。而して此温度といふ天然の利益を帳消しにしてなほ餘りある颱風といふものがある。此點に於て臺灣は砂糖の産地として爪哇や布哇などと競爭不可能になつて居る。加之歴史的に云つても臺灣は砂糖地ではない。我領有に歸する以前の臺灣の糖業は殆ど絶無同樣と云つて可なる有樣であつた。

然るに植民地の經營に從事した人々は、臺灣が暑熱の點に於て甘蔗栽培に適する故のみを以て、此地に大規模の製糖業を起こし得べく、之によりて砂糖の自給自足が遂げ得られるものと考へた。例によりて海外に調査員が派遣された。政府の奬勵によりて數多の製糖會社が設立されたが、扨て其原料たるべき甘蔗は有り合はせに見出せぬ。因りて島人に勸誘して、寧ろ强制に近い勸誘をして甘蔗を栽培さした。强制につきては爪哇に曾て和蘭人が行つたカルチューア・システム卽ち指定强制耕作の制度なども、間接に參考に資せられた。而して爪哇と臺灣との事情の大差あるにはお氣がつかれなかつた。

カルチューア・システムを行ひ始めた時の爪哇には空閑地が多くあつた。加之爪哇人は勞働を厭ふ。されば其懶惰な爪哇人を驅りて空閑地を開發せしむる場合に於て、其空閑地に栽培すべき植物の種類を指定したとて、此指定の故を以て特に爪哇人の怨嗟を加ふる恐れはなかつたのである。然るに我國が臺灣を得た時には、平原に在る空閑地とては殆ど無かつた。而して島人は決し

て懶惰ではなかつた。相當な勞力によりて相當な收獲を擧げ得べき土地は、既に彼等の耕す所となつて居つた。殘りて居る空閑地は耕作に不利益な所のみであつた。それに政府が勸誘を與へて製糖會社の爲めに甘蔗を栽培させやうとしたのであるが、島人は俄に其利益を信ずることが出來ないので、捗々しく政府の勸誘に應じない。勸誘に應じた者も風害に懲りるやうになつた。製糖會社は大仕掛な機械を輸入して事業に着手したが、肝心の原料を得ることが困難で、年中の大部分は機械を休ませなければならぬと云ふことになる。外國からして粗製原料を輸入しても營業は出來るけれど、それでは臺灣なる土地に製糖業を起こした理由が立たなくなる。要するに島內產出の甘蔗をば增加せむとする爲めには、各會社が各供給區域を協定して島人の栽培の成果を仰ぐのみでは滿足し得なくなつた。茲に於て會社自作と云ふことが始まつたが、自作をするには耕地が必要であるので、從ひて耕地の强制買上げといふ順序になつた。事實上の土地收用が營利會社の爲めに行はるゝことになつた。而してこれが新竹隱謀の一原因となつた。

然らば會社の事業が此自作によりて人に有利に趨くかと云ふに、必しもさうは行かぬ。本來が不可抗力と云つて然るべき風害の危險の多い臺灣に、假令如何に栽培法を改良すればとて、自作によりて其危險を減ずることは殆ど不可能であるからして、今島人からの供給を仰がずに自作することにすれば、今迄島人に負擔さして居つた危險を製糖業者自身が負擔することになる。換言すれば從前よりも危險が加はるのみであつて、而して甘蔗の供給は依然として不安定であるのだ。

島人の怨嗟を冒してまで土地を強買して自作を行つて、然かも其結果が此の如くでは、臺灣の製糖業といふものゝ將來が思ひやられる。

然るに最近は例外として、此等製糖會社はいづれも多大の利益配當をなし續け得たのは何によるか。主として砂糖に對する關稅の形式によりて與へられた政府の保護があるからだ。政府の保護は砂糖の自給自足を將來に可能なりと假定して與へられた保護である。然るに此自給自足が覺束ないとしたならば、此保護を依然繼續すべきであらうか。抑も自給自足と云ふことは、世界の現勢に鑑みて一通り道理のある說でもあらうし、殊に世界大戰の結果、以前よりも痛切に其必要が感ぜられるやうになつたのであるけれど、要するにそれは程度の問題であつて、如何にしても完全な自給自足の出來ぬ品物の生產に就いては、其に對する保護奬勵も亦程よい加減のものでなければならぬ。絕對に輸入に仰がずに濟ますことの出來ぬ物については、過度の保護を與ふべきでない。自給自足は非常の際に備ふる爲めだと云ふかは知らぬが、非常は非常で、何時來るかは豫知し難いにしても、而かも稀に起こる場合であることだけは慥かである。其稀に出來する所謂非常なるものに備へる爲めに、稀な場合にすら完全な自給自足をやり得ぬ品物を奬勵する爲めに、關稅政策を以て重く之を保護するのは、國民の生活を不廉ならしめ、其日常の活動を殺くもので、却りて非常に備へる所以にも背くものである。斯く云へばとて予は臺灣の製糖業を絕滅せしめよと云ふのではない。奬勵保護も不贊成ではないが、今のやうな過度な奬勵保護をやめるがよいと

思ふ。製糖會社をば法外な配當の望みのない普通の私營會社に引き卸ろし、關稅を引き下げて、いま少し安價な砂糖を國民に供給するが、單に植民政策に協ふのみではない、廣い意味に於て我國の爲めになるものと信ずる。

製糖會社にせよ「東拓」にせよ今の儘では植民政策にとり少からぬ妨害を與ふるものであるから、國家の爲には速かに何等かの處置をなさなければならぬものである。此の如き會社が植民地領有と共に出來上つたのは、やはり採長補短の美名の下に濫りに外國にある者を直ちに我に移して見やうとしたのによる。而して他の方面よりも植民政策に於て此採長補短が殊に多いのは、本來植民地を持つたことのない我國、北海道開拓に失敗した我國が、臺灣、朝鮮を手に入れるに及びて、其經營の方法に困うじ、何はともあれ先進植民國の例を模倣するの外はないと云ふことになり、矢鱈に彼の長を輸入した爲めに外ならぬのである。然しながら採長補短と云ふのは、要するに接木術をやると同じことなのだ。接木術を施すに方りては、挿芽の選擇が必要であると同時に、其挿芽と臺木との關係をも顧みなければならぬ。如何に良種の挿芽でも臺木と釣り合はねば何にもならぬ。況や其挿芽の良否をも顧みざるに至りては、其不成績想ふべきである。採長補短の國是も其れ自身に於ては非難すべきでないけれど、我國で採長補短と云へば、兎角に單純な模倣として考へられる。而して模倣は如何に巧妙でも本物よりは不出來であるのを免れ難いからして、模倣を常習にする者は、不出來を當然と心得、毫も怪まなくなる。反省の機會がない。從つて日

もこれ足らず模倣しても、それでまだ物足らず、汲々として模倣すべきものを探し廻はつて居る。現今海外視察に出掛ける多數の者は皆此模倣すべき新しい種を探しに行くので、已に既に備はる所があり、視察する力が充實して、それで出掛ける者とては、誠に九牛の一毛である。採長の流弊は時として採短にもなり、不良な插芽で接木術をやる場合もないでもない。

此の如き弊に陷つたのは、畢竟するに我邦人が國體自慢をする割合に、歷史の觀念に乏いからである。外國の文物を輸入するには、先づ臺木たる我國及び我邦人の如何なるものなるかを明めねばならぬ。之を明かにせずして、如何なる外來插芽をも接木し得べしとなすのは、大なる錯誤である。而して自國の歷史を輕蔑する日本人はまた他國の歷史をも輕蔑する。制度體裁の上に於てシステマチックに出來て居りさへすれば、邦人は直に之を渴仰して輸入を企てる。何故に其やうな制度が出來たか、其運用はどうか、如何なる結果を呈しつゝあるかに至りては餘り多く意を注がない。それが爲めに海外に派遣される視察員は、時としては實況視察をも試みないでもないが、先方とても失敗を自白する程坦懷になり得ぬ場合もある。或は成績を僞り、或は成績の稍擧がれる方面のみを擧げて說明し、不成績の部分をば沈默に附し隱蔽もする。而して我視察員は之に欺かれる。これは欺かれる者の愚にして欺く者の罪ではない。

誤れる採長補短の、植民政策に關したものは、先づ以上縷述した所に止めて置く。それ以外に關したものについても、少し述べて見たいと思ふけれど今は暫く筆を擱く。（完）